

工事の履行遅滞について

(1) 検査可否の判定基準

工事が工期内に完成して、完成検査によって工事目的物が設計図書に適合していることが確認されれば、工事完了と認められ検査は合格です。これに対して、完成検査によって工事目的物が設計図書に不適合と判定された場合には、設計図書に適合するように修補(工事目的物の改造)が必要で、検査員から修補の指示がなされます。したがって、工事完了とは認められず、検査は不合格です。

設計図書には、工事目的物の完成を裏付けるために出来形管理、品質管理等の資料の整備が義務づけられていますが、これらの資料により、工事目的物が設計図書に適合していることが証明されなければなりません。また、実地においては品質、出来形が発注者が示した規格値を満足し、許容範囲内であると判定されなければなりません。すなわち、工期内完成かつ設計図書に適合の条件を満たしたうえで工事検査に合格すれば工事完了といえます。

(2) 履行遅滞の判定について

検査に合格の場合は、契約に定められた手続きに入りますが、不合格の場合は修補の完了を待って再検査が行われることとなります。例として、工期末日までに提出された工事完成届に基づき工事検査を行った結果、修補が生じたときの履行遅滞の判定についてケース1からケース3に考え方を示します。

修補が生じた時の履行遅滞の判定

